

山口県警察本部長が管理する公文書の開示に関する規程

平成14年2月22日

本部告示第16号

山口県警察本部長が管理する公文書の開示に関する規程を次のように定める。

山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号）に基づく山口県警察本部長が管理する公文書の開示については、知事が管理する公文書の開示に関する規則（平成9年山口県規則第79号）の規定の例による。

附 則

この規程は、平成14年3月1日から施行する。